

令和元年第6回熊野町議会定例会

会議録（第2号）

1. 招集年月日 令和元年9月10日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開議年月日 令和元年9月11日

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（16名）

|          |           |
|----------|-----------|
| 1番 水原耕一  | 2番 福垣内邦治  |
| 3番 光本一也  | 4番 中島数宜   |
| 5番 尺田耕平  | 6番 竹爪憲吾   |
| 7番 諏訪本光  | 8番 沖田ゆかり  |
| 9番 片川学   | 10番 時光良造  |
| 11番 民法正則 | 12番 荒瀧穂積  |
| 13番 山吹富邦 | 14番 山野千佳子 |
| 15番 中原裕侑 | 16番 大瀬戸宏樹 |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席委員（0名）

なし

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|           |      |
|-----------|------|
| 町長        | 三村裕史 |
| 副町長       | 内田充  |
| 教育長       | 林保   |
| 総務部長      | 宗條勲  |
| 危機管理監     | 貞永治夫 |
| 民生部長      | 時光良弘 |
| 建設部長      | 沖田浩  |
| 教育部長      | 横山大治 |
| 建設部技術担当部長 | 林武史  |

|            |       |
|------------|-------|
| 総務部次長      | 堀野辰夫  |
| 民生部次長      | 西岡隆司  |
| 建設部次長      | 堂森憲治  |
| 建設部技術次長    | 桑垣誠   |
| 教育部次長      | 隼田雅治  |
| 財務課長       | 桐木和義  |
| 危機管理課長     | 花岡秀城  |
| 地域振興課長     | 西川伸一郎 |
| 税務課長       | 須賀雅彦  |
| 高齢者支援課長    | 西村ゆり  |
| 住民課長       | 立花太郎  |
| 子育て・健康推進課長 | 佛圓至裕  |
| 生活環境課長     | 宗像雅充  |
| 都市整備課長     | 福嶋春樹  |
| 上下水道課長     | 寺垣内栄作 |
| 生涯学習課長     | 榎並正和  |
| 会計課長       | 穂坂俊彦  |

~~~~~○~~~~~

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|---------|------|
| 議会事務局長 | 西村隆雄 |
| 議会事務局書記 | 永谷望 |

~~~~~○~~~~~

8. 議事日程(第2号)

開会宣告

- 日程第 1 議案第48号 熊野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 2 議案第49号 熊野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 3 議案第50号 熊野町上水道事業給水条例の一部を改正する条例案について

て

- 日程第 4 議案第 5 1 号 財産の取得について
- 日程第 5 議案第 5 2 号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 6 議案第 5 3 号 熊野町教育委員会委員の任命の同意について
- 日程第 7 議案第 5 4 号 令和元年度熊野町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 8 議案第 5 5 号 令和元年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 9 議案第 5 6 号 令和元年度熊野町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 1 0 議案第 5 7 号 令和元年度熊野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 1 1 議案第 5 8 号 令和元年度熊野町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 1 2 議案第 5 9 号 令和元年度熊野町上水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 1 3 認定第 1 号 平成 3 0 年度熊野町各会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 4 認定第 2 号 平成 3 0 年度熊野町上水道事業会計決算認定について
- 日程第 1 5 議員の派遣について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 議事の内容

（開会 9 時 3 0 分）

○議長（大瀬戸） ただいまの出席議員は 1 6 名です。定足数に達していますので、きのうに引き続き会議を再開します。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） これより日程第 1、議案第 4 8 号、熊野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○町長（三村） 議案第48号、熊野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容の詳細につきましては、子育て・健康推進課長から説明させます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 佛圓子育て・健康推進課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て・健康推進課長（佛圓） 議案第48号、熊野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の詳細につきまして、御説明申し上げます。資料の11ページ、資料6をごらんください。

改正内容の説明に入る前に、特定地域型保育事業について御説明いたします。

特定地域型保育事業とは、子ども・子育て支援法に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、または事業所内保育事業のことをいい、児童福祉法に規定する家庭的保育事業等と同様の意味でございます。

それでは、改正内容について御説明いたします。

まず、改正の趣旨でございますが、基準府令である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、同様の基準内容に改める条例整備でございます。

次に、改正内容でございますが、1点目は（1）の連携施設の確保義務の緩和で（ア）から（エ）の4項目になります。（ア）は、連携施設の確保が著しく困難であって、必要かつ適切な支援を行うことができると町が認める場合、連携施設を確保しないことができるとしていた措置を、5年間延長し、令和7年3月31日までとするものでございます。（イ）は、連携施設の確保が、著しく困難であると町が認めるときは、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とするものでございます。ただし、この場合において、家庭的保育事業者等は、利用定員が20人以上である企業主導型保育事業に係る施設、または地方自治体が運営費の支援等を行っている認可外保育施設であって、町長が適当と認めるものを、卒園後の受け皿の提供に係る連携

協力を行う者として適切に確保しなければならないこととするものでございます。

(ウ)は、満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所について、町長が適当と認めるものについては、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とするものでございます。(エ)は、代替保育の提供に係る連携施設の確保が、著しく困難であると町長が認めるときは、小規模保育事業、または小規模保育事業A型と同等の能力を有すると町長が認める者を確保することをもって、代替保育の提供に係る連携施設の確保にかえることができることとするものでございます。ただし、特定地域保育事業者と代替保育を提供する者との間で、それぞれの役割の分担や代替保育を提供する者の本来の業務遂行に支障が生じないような措置を講じなければならないものとするものでございます。

次に資料12ページでございますが、次が幼児教育・保育無償化に伴う改正でございます。

令和元年10月1日より実施する幼児教育・保育無償化に伴い、無償化の対象となる児童の食事の提供に要する費用の取り扱いが変更となります。

今までは、食事の提供に要する費用のうち、おかずやおやつ代等の副食費、これは保育料の一部として保護者の皆様にお支払いしていただいております。今回実施する幼児教育・保育の無償化は保育料のうち、人件費等を対象としているものでございます。そのため、副食費等の実費徴収分につきましては、引き続き保護者負担とし、無償化後は、主食費と同様に施設にお支払いいただくものとするものでございます。ただし、低所得者等については、引き続き副食費についても免除するものでございます。

次に、用語の定義の変更でございます。支給認定から教育・保育給付認定に変更されたことによる字句の修正でございます。

最後に施行日は、(1)については公布の日から、(2)については令和元年10月1日から施行するものでございます。

詳細説明は、以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○ 8 番（沖田） 幼児教育無償化に伴う副食費、主食とともに保護者が施設のほうに納付するということになりましたけれども、今、10月の無償化に向かって、準備が着々と進められていると思うのですが、保護者に対する周知というのがどのようになっているのかお伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 佛圓子育て・健康推進課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て・健康推進課長（佛圓） 保護者に対する周知ということでございますが、8月に施設のほうを通じまして、各保護者のほうに通知を、お知らせをしております。

その後、町のほうのホームページのほうで9月号でございますが、町広報とホームページのほうで掲載をして周知のほうをしております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございませんか。諏訪本議員。

~~~~~○~~~~~

○ 7 番（諏訪本） ちょっと前回のとき、全協のときにも申し上げたんですが、このことについては熊野の町の広報にも9月1日付の町の広報にも既に載っておるんですね。やはり、この前、他の町ではこういったことをやっておる町もあるということをお聞きしとんですけども、やはり、議会の議決を得た上でやる仕組みにしてもらいたいというふうに思っております。

どういのですか、いい習慣やら悪い習慣やらいろいろあると思いますが、やはり、議会の議決を得た上で進めるということが原則だと思いますので、今後につきましては、この前そういう話が、全協のときに協力するように話がありましたけれども、やはり、議会の議決を得た上でこういったことは進めてもらいたいというふうに思っております。もし、間に合わない場合には、この10月1日の施行について、間に合わない場合には臨時の議会を開くとかいうようなことで、やはり手はずを踏んでもらいたい、要望です。よろしく申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 内田副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（内田） 先般のときも御質問いただいた内容なんですけど、これにつきまして、法律で定められたものを議会に提出するということになりますので、その手順として、広報に載せていたり、いろいろな形の中で周知をしていくということになります。そういった形の中で、今回のことにつきましては法律改正ということに伴いまして、町村のほうの時期的に10月から施行するものにつきまして9月の定例議会で審議を図らせてもらうという形になっておりますので、よろしくお願いたします。

~~~~~  
○議長（大瀬戸） 諏訪本議員。

~~~~~  
○7番（諏訪本） そのことは国の法律の改正で、それに基づく町の条例の改正ですから、それは理解できるんですけども、やはり私が言ったのは、いろんなことも含めて、やはり議会の議決ということを経視しないような方向を組み立てていかないと、議会の仕組みと申しますか、こういったことにかかわるんじゃないかなということでも言わせてもらいました。よろしくお願いたします。

~~~~~  
○議長（大瀬戸） ほかにございませんか。光本議員。

~~~~~  
○3番（光本） 食事の提供に関する記載で、副食費は低所得者等については免除、引き続き免除とあります。低所得者の定義というか範囲を教えてください。

~~~~~  
○議長（大瀬戸） 佛圓子育て・健康推進課長。

~~~~~  
○子育て・健康推進課長（佛圓） 副食費免除の規定ですが、年収360万円未満ということで、そういった世帯に対して免除の対象となっております。

以上です。

~~~~~  
○議長（大瀬戸） ほかにございませんか。

（「質問なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) これをもって討論を終結します。

これより議案第48号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、議案第48号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) これより日程第2、議案第49号、熊野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第49号、熊野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める際の基準省令の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。改正内容の詳細につきましては、子育て・健康推進課長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) 佛圓子育て・健康推進課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て・健康推進課長(佛圓) 議案第49号、熊野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の詳細につきまして、御説明申し上げます。資料7をごらんください。

改正内容の説明に入る前に、家庭的保育事業等について御説明いたします。

家庭的保育事業等とは、保育所より少人数の単位で、ゼロ歳から2歳の乳幼児を保育する事業で、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4種類の保育事業がございます。

なお、現在本町においては、これらの保育事業を行う事業者はございませんが、あら

かじめ条例を整備しておくものでございます。

それでは、改正内容について御説明いたします。

まず1の改正の趣旨でございますが、基準省令である家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、同様の基準内容に改める条例整備でございます。

次に2の主な改正内容でございますが、連携施設の確保義務の緩和で（ア）から（ウ）の3項目になります。（ア）は、連携施設の確保が著しく困難であって、必要かつ適切な支援を行うことができると町が認める場合、連携施設を確保しないことができるとしていた措置を、5年間延長し、令和7年3月31日までとするものでございます。（イ）は、連携施設の確保が、著しく困難であると町長が認めるときは、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とするものでございます。ただし、この場合において、家庭的保育事業者等は、利用定員が20人以上である企業主導型保育事業に係る施設、または地方自治体が運営費の支援等を行っている認可外保育施設であって、町長が適当と認めるものを、卒園後の受け皿の提供に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならないこととするものでございます。（ウ）は、満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所について、町長が適当と認めるものについては、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とするものでございます。

最後に施行日ですが、公布の日から施行することとします。

詳細な説明は、以上です。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質問なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） ないようなので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第49号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、議案第49号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) これより日程第3、議案第50号、熊野町上水道事業給水条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第50号、熊野町上水道事業給水条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、水道法の一部改正を受けて公布されました水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令において、水道法施行令で一条追加された一部改正に伴い、給水装置の構造及び材質の基準に関する規定について条文ずれが生じたことから、引用箇所を改めるための改正を行うものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質問なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) これをもって討論を終結します。

これより議案第50号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、議案第50号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) これより日程第4、議案第51号、財産の取得についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第51号、財産の取得につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

筆の里工房周辺整備事業の実施に伴い、これに係る熊野町字堂畝3105番1ほか62筆の土地31,349.60㎡について、公園用地として土地所有者48名から1億9,249万円余りで取得するものでございます。なお、土地の引き渡しにつきましては、令和元年12月末を予定しております。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番(荒瀧) いよいよ用地の買収提案が出たわけですが、何度か一般質問でもさせていただきましたけれども、ここの構想が非常にまだまだ未熟、未成熟だという、15万人から20万人誘致されると。中身がまだまだでございますが、その前段階で実は、町のこういう事業の進め方なんですけども、地主さんにもう土地を買うというふうに動いていらっしゃるわけです。だから、こういうやり方というのは今後はちょっと考えていただく、よしていただく。構想がまとまれば買うというのが事業の大前提でございます。今回の場合はもう地主さんが買ってもらえるという大前提で動いていらっしゃるもので、今さらとめると熊野町の不景気にまた影響するやもしれませんが、1点。それから、事業を進める上では、事業が固まった上で買収できるという前提で動いていただくということと、今後、事業の中身、15万人から20万人

集める。これは約束されたこととございます。私どもと町民と。これをしっかり汗をかいて、知恵を出して、御検討いただきたい。御返答いかがですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（沖田） 事業内容につきましては、本来、今年の7月豪雨が発災しておらねば、昨年度基本計画つくる予定でございましたけれども、繰り越しいたしまして、今年度、今現在、基本計画策定中とございます。これ、内容が固まり次第、また議会のほうに全協なりで内容提示させていただきまして、御審議いただきたいと思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。荒瀧議員、マイクを意識してください。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） マイク、はい、わかりました。

事業内容はそういうことで順次お待ちしておりますが、非常に知恵が要ると思います。この場所に15万人集めるというのは随分知恵が要ります。目玉の施設をどうするかということもあろうかと思うんですが。

もう一つ、例の買収をするとき、事業計画ありきで先にしっかり練って、もし、この構想ができない場合は土地は買えませんよと。買うのを先に約束するということは今後は考えてください。いかがですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（沖田） 事業計画地として、あらかじめ設定しておりました。それで、先行的にといますか、今現在、仮契約ということで各所有者さんと仮契約を結ばせていただいておりますけれども、その点につきましては、今後、大規模な事業を行うに当たっては検討したいと思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございませんか。中原議員。

~~~~~○~~~~~

○15番（中原） これ地図のところをちょっと説明して。薄いところが買収予定地で、町有地が広いよね。これ、ちょっと説明してください。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（沖田） 済みません。縦じまのちょっと色の濃い塗りつぶしてあるところがこのたび本件議案の買収地でございます。それで、その隣の薄い横じまの塗りつぶしたのがありますけれども、ここについては町有地、既に町有地になっておるところというところでございます。それと、筆の里工房の道向かいですかね、右側のほうに一部小さい白いところがございますが、あそこについてはちょっと、このたびの買収で同意をいただけておらない、今現在ですね。いうところでございます。

それと、筆の里工房上側の点線の部分ですけれども、ここは駐車場、大型車両の駐車場予定地でございますけれども、ここについては一部買収を予定しておりますが、ここへ駐車場から筆の里工房に向けまして、人が歩いて通る人道橋ですが、これをつくることにしております、その必要な面積がまだ出ておりませんので、そこにつきましては、また詳細な設計ができた段階で買収を行うという予定であります。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 中原議員。

~~~~~○~~~~~

○15番（中原） よくわかった。わかったというのは、これで見たら、この薄いところが町有地のような感じを、買収予定地のような感じを受けるけん、もうちょっとはつきりして、ような感じで言ったんよ。それと、今の町有地よの、あれは前に買ってあったかな、借りてるのではないかな。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（沖田） 借りておるのは今現在の駐車場部分になろうかと思うんですが、こ

の資料でいきますと、この薄い色のすぐ上のあたりですね、あそこが借地になっております。この薄い横じまのところについては、一部については事業開始前に買い取り申し出がございまして、それに基づいて買った土地も若干ございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 中原議員。

~~~~~○~~~~~

○15番（中原） ついでにこれを買ったらどうなの。買われんの、これ。ほいじゃけ、町有地じゃないということやろ、借地よの。借地になっとんじゃろ、ここは。だったら一緒に買ったらどうや。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田建設部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（沖田） 借地の部分は、この資料の薄い色の上の部分が借地部分で、このたび買収するようにいたしております。

~~~~~○~~~~~

○15番（中原） いや、けども下のところがもう買ってあるということ。

~~~~~○~~~~~

○建設部長（沖田） ちょっと色が薄いところは従前からの町有地もございまして、事業着手前に申し出に基づいて買った部分もございまして。町有地でございまして。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） よろしいですか。

~~~~~○~~~~~

○15番（中原） ああ、ええわ。ええです、はい。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） いいですか。ほかにもございせんか。

（「質問なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) これをもって討論を終結します。

これより議案第51号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、議案第51号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) これより日程第5、議案第52号、損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第52号、損害賠償の額を定めることについて提案理由を御説明申し上げます。

損害賠償の額を定めることにつきましては、令和元年5月30日、職員が熊野町内の訪問先において、公用車を建物に衝突させ、建物に損害を負わせたものでございます。

この事故により、修理費などに要した費用、107万7,128円について、損害賠償額として相手方の承諾が得られたため、ここに議会の議決を求めるものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。山吹議員。

~~~~~○~~~~~

○13番(山吹) 質疑ではないんですがお願いになろうかと思えます。昨日もりましたが、最近事故が続いておるようですが、損害賠償もですけども大きな事故、また人身事故にもつながることもあろうかと思えますので、職員の皆さんに事故に気をつけるように指導をしていただきたいと思います。答弁は要りません。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございますか。片川議員。

~~~~~○~~~~~  
○9番（片川） 質疑なのですが、前にも一度お尋ねしたことがあると思うんですが、この金額、たちまちこの一般会計のほうからお支払いなさるんでしょうけど、この車両の保険というものであと補填されるんだらう思うんですが、この一連の流れというものを御存じない方もおられる思うのでちょっとお教えいただきたい。そして、保険を使うということになれば保険料も上がってくるんじゃないかな。車社会ですから、車乗れば事故ということもありますが、専決処分されて、よくお支払いが発生しておるわけなんですが、このお金の流れというものを正味知る権利があるんだらうと思うんですね。少々お教えいただけますか。

~~~~~○~~~~~  
○議長（大瀬戸） 宗篠総務部長。

~~~~~○~~~~~  
○総務部長（宗篠） まず、自動車事故につきまして、被害者の救済ということで当然ながら自賠責保険だとか任意保険のほうに加入しております。迅速な被害者救済を行うという観点から、こういった自動車事故につきましては保険会社から被害者のほうに、車両の損壊であれば自動車修理工場に直接お支払いするというので町の会計は通らないということになっております。

一方で車両、公用車に損害が生じた場合につきましては、車両保険のほうで手当てをして、その車両保険で賄いきれない場合には町の会計のほうから支出予算のほうで手当てをしていくということになってございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~  
○議長（大瀬戸） よろしいですか。

ほかにございますか。

（「質問なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第52号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第6、議案第53号、熊野町教育委員会委員の任命の同意についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第53号、熊野町教育委員会委員の任命の同意につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町教育委員会の高山委員の任期が、令和元年9月30日をもって満了することに伴い、新たに委員を任命することについて議会の同意を求めるものでございます。

今回、任命の同意を求めます久保田章央氏は、平成25年に聖徳幼稚園保護者会長を務められ、現在は、熊野第一小学校のPTA会長に就任しておられるなど、教育に関して広い識見を持っておられることから、熊野町教育委員会委員として適任であると考え、任命しようとするものでございます。

御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質問なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第53号について採決します。

本案については、久保田章央さんの任命に同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、議案第53号については久保田章央さんの任命に同意することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) これより日程第7、議案第54号、令和元年度熊野町一般会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第54号につきまして、御説明を申し上げます。

令和元年度熊野町一般会計補正予算(第3号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ3億7,786万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を101億6,489万4,000円とするものでございます。一般会計補正予算案の詳細につきましては、副町長から説明をさせます。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) 内田副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長(内田) 議案第54号、令和元年度熊野町一般会計補正予算(第3号)案について、その主な内容を説明させていただきます。

歳入でございますが、補正予算書の10ページのほうをお開きください。

第2款地方譲与税におきましては、平成31年度税制改革により創設されました森林環境譲与税について、128万7,000円を増額しております。

第9款地方特例交付金におきましては、個人住民税・自動車税・軽自動車税の減収補てん額が確定し、合わせて30万5,000円の減額でございます。

第10款地方交付税におきましては、令和元年度の基準財政収入額と基準財政需要額が確定したことにより、普通交付税が7,482万6,000円の増額となります。

第14款国庫支出金の第1項国庫負担金では、第1目民生費負担金において、保育所

運営事業の増額に伴う施設等利用費給付交付金 6 2 8 万 9, 0 0 0 円の増額、平成 3 0 年度精算による介護保険料軽減負担金の不足額 5, 0 0 0 円を増額するものでございます。

1 2 ページをお開きください。

第 2 項国庫補助金では、第 2 目民生費補助金において、保育所運営一般事務事業の増額に伴う、子ども子育て支援事業費補助金 1 5 0 万円の増額、臨時特別給付金支給事業の増額に伴う、母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金 2 2 万 8, 0 0 0 円の増額でございます。第 4 目土木費補助金においては、筆の里工房周辺整備事業の増額に伴う、都市公園事業交付金 2 0 0 万円の増額、避難路整備事業の増額に伴う、市街地整備事業費補助金 1, 7 5 0 万円の増額でございます。第 6 目災害復旧費補助金においては、農地及び農業用施設災害復旧事業の増額に伴う、農林水産業災害復旧費補助金 1 億 2, 3 5 0 万円の増額でございます。

第 1 5 款県支出金の第 1 項県負担金では、第 1 目民生費負担金において、保育所運営事業の増額に伴う施設等利用費給付交付金 3 1 4 万 4, 0 0 0 円の増額、平成 3 0 年度精算による介護保険料軽減負担金の不足額 3, 0 0 0 円の増額でございます。

第 1 8 款繰入金の第 1 項特別会計繰入金では、介護保険特別会計の平成 3 0 年度における一般会計繰入金の精算に伴う返還金として、9 4 8 万 3, 0 0 0 円を計上するものでございます。

1 4 ページのほうをお開きください。

第 2 項基金繰入金の第 1 目財政調整基金繰入金は、歳入歳出見込に基づき収支均衡を図るため、5, 2 1 7 万 2, 0 0 0 円を減額するものでございます。第 2 目公共施設等整備基金繰入金は、公有財産管理事業の増額に伴い、5 3 0 万円を増額するものでございます。

第 1 9 款繰越金につきましては、前年度繰越金として 1 億 3, 6 9 9 万 6, 0 0 0 円を計上するものでございます。

第 2 0 款諸収入の第 5 項雑入は、5 0 万 1, 0 0 0 円の増額でございます。内容は、臨時職員等社会保険料納付金 2 9 万 1, 0 0 0 円、共済保険金 2 1 万円の増額でございます。

第 2 1 款町債は、第 3 目土木債において、都市公園事業に係る公共事業等債 2, 2 5 0 万円の増額、第 4 目消防債において、市街地整備事業に係る公共事業等債 2, 8 8 0

万円の増額でございます。

16ページのほうをお開きください。

引き続き町債では、第6目災害復旧債において、農地等災害復旧事業に係る災害復旧事業債520万円の増額でございます。第7目臨時財政対策債では、発行可能額の決定により、871万7,000円の減額でございます。

次に、歳出について主な内容を御説明いたします。

18ページのほうをお開きください。

第2款総務費、第1項総務管理費の第3目会計管理費では、庁内パソコンの入れかえに伴う費用として5万3,000円を増額、第4目財産管理費では、コーポラス熊野の敷地のうち、空き地部分を売却するための準備として、測量・分筆に要する経費530万円を増額しております。

次に、第2項企画費の第1目企画総務費では、庁内LANWAN機器の更新に係る各種費用として、639万8,000円を増額しております。

第4項戸籍住民基本台帳費においては、11月からの住民票等に旧姓を併記する法改正に伴うシステム改修費用として、101万2,000円を増額しております。

20ページのほうをお開きください。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第8目介護保険費では、社会福祉法人による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減事業費補助金の返還金10万6,000円を増額、介護保険事業特別会計への繰出金349万5,000円を減額しております。第10目後期高齢者医療費では、平成30年度精算に伴う後期高齢者医療特別会計への繰出金2,229万円を計上しております。

次の第3項児童福祉費ですが、第1目児童福祉総務費では、10月からの幼児教育無償化に伴い、初年度に必要な事務費150万円を増額、第2目児童措置費では、10月からの消費税率引き上げに伴い、児童扶養手当受給者のうち未婚のひとり親に対する手当の上乗せ分22万8,000円を増額、第3目保育所費では、10月からの幼児教育無償化に伴い、今までの幼稚園就園奨励費から施設等利用給付費への変更分として1,257万8,000円を増額しております。

22ページをお開きください。

第4款衛生費、第2項清掃費、第3目し尿処理費では、安芸地区衛生施設管理組合に対する負担金199万5,000円の増額、浄化槽汚泥処理業者の廃業に伴う交付金の

支給として88万3,000円を増額するものでございます。

第7款土木費ですが、第2項道路橋梁費の第2目道路維持費では、道路維持管理事業において、庁内パソコンの入れかえに伴う設計図面用ソフト購入費用として33万円の増額、道路維持事務事業では、先ほど申しあげました設計図書用ソフト導入のための経費一式として74万円を増額しております。第3目道路新設改良費では、町道局部改良事業において、町道三村岡隠田線西側の用地測量、設計業務に伴う経費750万円を増額しております。町道深原公園線鞆ノ河内工区新設事業では、事業地内の用地購入及び物件補償を優先的に実施するため、委託料を減額し、公有財産購入費及び補償補填及び賠償金を増額しておりますが、増減の差額がゼロであるため当該事業においての補正額はゼロとなっております。

24ページをお開きください。

第4目橋梁維持費では、橋梁の補修に係る工事請負費として200万円を増額しております。第4項都市計画費の第2目公園費では、筆の里工房周辺整備事業における事業地内の用地購入及び物件補償費3,600万円を増額しております。第3目公共下水道費では、事務費として公共下水道事業特別会計への繰出金33万円を計上しております。

26ページのほうをお開きください。

第8款消防費、第1項消防費、第4目水防費では、災害予防及び応急対策事業において、避難所の開設等による職員の時間外手当298万2,000円の増額、避難所における救護セットの補充等消耗品費23万円の増額、団地防災センター備蓄倉庫の扉修繕として21万1,000円の増額、土砂災害警戒区域外における地区集会所を、一時避難場所として利用するための修繕費用の一部補助として96万円の増額でございます。避難道路整備事業では、町道大原1号線の用地購入工事請負費及び、町道三村岡隠田線東側の用地測量設計業務として4,960万円を増額するものでございます。

28ページのほうをお開きください。

続いて、第9款教育費、第6項社会教育費、第3目公民館費では、人事異動に係る臨時職員の経費234万5,000円を増額するものでございます。

第10款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費では、昨年7月の豪雨災害の工事査定後の詳細設計の結果として1億3,500万円を増額するものでございます。第2項土木施設災害復旧費では、工事積算を行うために必要なシステム費用として27

万8,000円を増額しております。

30ページをお開きください。

第12款諸支出金の第1項基金費では、9,051万4,000円を増額するものでございます。内容の主なものは、地方財政法に基づき、前年度繰越金の2分の1の額に相当する6,849万9,000円を財政調整基金に、平成30年度のコーポラス熊野の収支差額1,428万5,000円を公共施設等整備基金に、平成30年度分のふるさと納税積み立て追加分と災害支援金一般寄附追加分644万3,000円を筆の里づくり基金に、今年度創設された森林環境譲与税128万7,000円を森林環境基金にそれぞれ積み立てるものでございます。

最後に4ページまで戻っていただきたいと思っております。

4ページ、第2表の地方債補正ですが、公共事業等債の都市公園事業の限度額を5,850万円から8,100万円に、公共事業等債市街地整備事業の限度額を2,700万円から5,580万円に、災害復旧事業債農地等災害復旧事業の限度額を900万円から1,420万円に、臨時財政対策債の限度額を2億7,655万7,000円から2億6,784万円に変更するものでございます。

説明は、以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 23ページ、4款衛生費、2項清掃費、し尿処理事業者の廃業ということなんですけれども、安芸地区にし尿処理業者がまだ残っていらっしゃるのかと、町内でこの業者を使用されている世帯がどのくらいあるのか教えてください。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 宗像生活環境課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（宗像） 安芸地区衛生施設管理組合内に浄化槽収集業者ですけれども、今回廃業される業者を含めまして、残り9社ございます。なので、今回、廃業後は8社ということになります。

で、申しわけございませんけれども、その業者を使っておられる町内の家庭というのはちょっと今把握しておりませんので、後ほど回答させていただきます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございませんか。片川議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（片川） 12ページ、災害復旧費補助金のほうから、1億2,350万円ですか。それから歳出のほうで28ページですかね、数字載ってるわけなんですけど、町のほう、国庫の補助金なので、町の持ち出しのほうは少ないので大変あれなんですけど、このある程度の箇所数と、例えば農地、農林水産ということになって、災害復旧ということなんですよね。どういうところを何カ所、個別に農地はこうだよ、山林はこうだよというようなところをちょっとお教えいただきたい。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 堂森建設部次長。

~~~~~○~~~~~

○建設部次長（堂森） 今回の災害の補正でございますけれども、今回、査定を受ける過程で、農地の場合、農林施設の場合、数が熊野町に限らず非常に多ございました。そういった中で国のほうの方針として、査定については簡素化、または超簡素化という形で、測量士等が不足していたという原因も踏まえまして、簡易な方法で査定を受けておりました。それにつきまして、実際に実施に当たりまして設計を組みますと、実態がかなり乖離していたという状況がございます。これはうちに限ったことではないかと思っておりますけれども、そういったもので補正をさせていただきます。

実際、要は部分については、増額になった部分につきましても、当然ながら国庫補助で賄うわけなんですけれども、補助率のほうも農業施設で99.6%で、農地のほうで97.3%が国費ということで、それはスライドして増額したものについても国費で賄えるものというように考えております。

それで、件数的なお話になるんですけども、農地、個人の農地を復元してお返しするというので、それも含まれておりますけれども、農業施設のほうで全部で16カ所で、林道災害のほうで5カ所、農地災害のほうで28カ所ということになっております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） よろしいですか。

ほかにございませんか。時光議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（時光） この農地の復旧工事についてでございます。

いろいろ私もあっちこっち見に行きますと、結局土砂が入る時点で、その田んぼの上のいい土がまず流れるらしいんですよ。その後に、その土砂が入るということで、この土砂の撤去の仕方が、業者によって本当にいい土まで全部取ってしまったり、取る度合いが随分違いまして、その後農地を復元するときにいろいろ問題が出たりしたりすることがあるということが意見が随分出てますんで、この農地のとり方について基準等、何か、その業者のほうにお話ししてとっておられるんでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 堂森建設部次長。

~~~~~○~~~~~

○建設部次長（堂森） 工事の進め方といいますか、農地に入った土砂の撤去の仕方ということでございますけども、これにつきましては、当然、農地、特に田んぼの場合には要は硬度であったり、その下の採石の部分であったり、いろいろ出てくるんですが、上には堆積したものを取るという基本的な考え方には沿っております。

あと、その堆積の仕方についても、一つの農地においても地形的な問題でたくさんたまっておるところ、そうでない部分、いろいろ多々ございますので、このあたりについては発注業者と農家の方との打ち合わせのもとに、この部分をこれぐらいとるという設計は当然あるんですけども、そういった中で協議をしていただいて合意をいただいて進めておるという現状はございますけれども、そういったもので取り過ぎではないとか、後でもう少し取ってほしいとか、感覚的な問題というのがどうしても最後出てまいります。そのあたりはできる限り、業者のほうでも調整をして、原状に復するように、その部分は努力はさせていただいております。今後もこういった部分については農業者の方と協議をさせてもらいながら、円滑に進めさせていただきたいというように考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~


○議長（大瀬戸） ほかにございますか。片川議員。

○9番（片川） 18ページの財産管理費、先ほどの説明で公有地取得にかかわる測量、調査測量設計業務委託料、これ530万円という数字はかかるんでしょうけど、この一口に530万円というのは、ちょっと漠然と乱暴に聞こえるんですが、私が想像しているひかり学園の横の空き地の部分のことをおっしゃっておるのかなというふうに感じてはおりますが、これを分筆等して、530万円かかるのか、何の経費にこれだけかかるのか、ちょっと教えていただけませんか。

○議長（大瀬戸） 林建設部技術担当部長。

○建設部技術担当部長（林） 今回の530万円でございますけれども、まず、測量費と、それとあと測量分筆ですね。それとあとコーポラス熊野の奥側にも、町有地がございますけれども、奥側に建物が建ってますけれども、その部分は今回売ることができません。それから、手前のほう、分筆して売却しようとしておりますけれども、その奥の部分を今度開発しようとする、もし町が使おうとすると、接道、9メートルの接道が必要になってきます。そして、その部分を設計して分筆しようということなんで、その分の測量費と設計費が入っております。

以上でございます。

○議長（大瀬戸） 片川議員。

○9番（片川） ごめんなさい。私の聞きようが悪いのかね。そもそもコーポ、この財産を取得した際に、1回は測量済んどるんじゃないんですか。測量は一たん済んどるんじゃないんですか。過去に公費を投じて測量したものは無効にして、そのたびに事業を起こすたびにこういう予算をつけないといかんのですかね。

もちろん接道して町道という話も今あったんですが、それに際して測量費として530万円、非常に乱暴に聞こえるんですよね。もっとこう詳細にお教えいただけませんか。

○議長（大瀬戸） 林建設部技術担当部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部技術担当部長（林） そうですね。当然、その今までの測量ありますんで、その部分につきましては、かなりやっぱり安くはなると思います。ちょっとこの設計の中には、その部分も丸々ちょっと入ってはおりませんが、多少はその周りの部分のちょっと地形も変わってますので、そこらもちょっと入ってますんで、まあ概算、結構な、乱暴な概算かもわかりませんが、そのぐらいの金額になったということでございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（片川） 測量してある地形が変わってるというのがどうも不自然なんですよね。境界はちゃんとしたものがあるはずでしょうし、それともう管理がなされてなくて境界がどこへあるのかわからない状態という説明ですか、今の説明は。常に町有財産として管理してる場合はくいも残ってるんじゃないですか。あんまり言ってもしょうがないんであれですけども、的確な答えをちょっといただけませんか。その530万円挙げております。挙げておりますが、ここまではかかりませんよという説明だったんでしょうけど、多く見積もってますということなんだろうけど、一たん財産として登記されてあるものに対して、また再度測量かけるのに、こんなにかかるのかなというのが知らん顔して通したらそれまでなんだろうけど、非常に乱暴に聞こえるので、数字が。わかりやすくお願いできますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 林建設部技術担当部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部技術担当部長（林） そうですね。境界につきましては、当然変わっておりません。地形といいますのは、例えば駐車場のところをちょっと側溝をつけたりとか、そうしたところがちょっと変わっておりますんで、その辺の地形が変わっておるということございまして、周りの境界ですね、これが変わってるという意味ではございません。先ほども触れましたようにちょっと乱暴なあれかもわかりませんが、大体

ちよつとこのぐらゐの金額になつたといふことのでござゐます。どうも御理解いたゞきたいと思ひます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（片川） いつもお尋ねするんですが、根拠を、設計単価の根拠ですね、いつもお伺ひしたいんです。で、根拠がどうも見えてこない。国交省の基準による数字の出し方があるんだよといふ答えしか返つてこない。そんなことは誰しもわかつておるんですよ。根拠をお伺ひしたいんです。ボリュームが余りにもひどい気がするんですよね。それを今の何の設計においても、測量においても、1年間に行われる費用、かなり太いんですよね。その根拠を教へていただきたいなと思ひます。今、回答できなければ、また詳しく伺ひますんで教へてください。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 林建設部技術担当部長。

~~~~~○~~~~~

○建設部技術担当部長（林） そちらの根拠につきましては、後日でもお話しさせていただきます。

以上でござゐます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにござゐませんか。

（「質問なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） ないようでしたら、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第54号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第54号については原案のとおり可決されました。

〇議長（大瀬戸） これより日程第8、議案第55号、令和元年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長（三村） 議案第55号につきまして御説明を申し上げます。

令和元年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ、5,084万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額に28億919万6,000円とするものでございます。

歳入予算の主な内容は、平成30年度からの繰越金5,137万円の増額でございます。その他、歳出で臨時職員関係経費を減額することに伴い、県補助金及び雑入を減額しております。

歳出予算の主な内容は、基金積立金では、前年度繰越金から基金への積立金4,839万3,000円の増額、諸支出金の償還金及び還付加算金では、平成30年度の実績により、国庫負担金等の償還金297万7,000円を増額するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

〇議長（大瀬戸） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質問なし」の声あり）

〇議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

〇議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第55号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第55号については原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（休憩10時41分）

（再開10時50分）

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより日程第9、議案第56号、令和元年度熊野町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第56号につきまして、御説明を申し上げます。

令和元年度熊野町公共下水道事業特別会計補正予算につきまして、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ33万円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億9,271万9,000円とするものでございます。

歳入予算の内容は、公共下水道整備費の歳出増額に伴う、一般会計繰入金の33万円の増額でございます。

歳出予算の内容は、公共下水道整備費において、設計図面用ソフト購入費33万円の増額でございます。

また、第2条の債務負担行為については、令和4年度からの地方公営企業法適用に向けた、法適用移行支援業務として、令和2年度から令和3年度の期間における、限度額3,311万円の債務負担行為を追加するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質問なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) これをもって討論を終結します。

これより議案第56号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、議案第56号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) これより日程第10、議案第57号、令和元年度熊野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第57号につきまして、御説明を申し上げます。

令和元年度熊野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ3,382万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億5,299万5,000円とするものでございます。

歳入予算の内容は、一般会計繰入金2,229万円、平成30年度からの繰越金1,153万1,000円の増額でございます。

歳出予算の主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金で、平成30年度療養給付費負担金等の精算に基づき、負担金補助及び交付金3,382万1,000円の増額でございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質問なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) これをもって討論を終結します。

これより議案第57号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、議案第57号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) これより日程第11、議案第58号、令和元年度熊野町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第58号につきまして、御説明を申し上げます。

令和元年度熊野町介護保険特別会計補正予算(第2号)案の、保険事業勘定につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,658万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億6,467万4,000円とするものでございます。

歳入の内容は、平成30年度からの繰越金6,051万7,000円の増額でございます。その他、歳出で臨時職員関係経費を減額することに伴い、一般会計繰入金を349万5,000円、雑入を43万8,000円減額しております。

歳出の主な内容は、平成30年度の決算に基づくもので、基金積立金を3,119万9,000円、国庫負担金等を返還するための諸支出金の償還金及び還付加算金を2,034万7,000円、一般会計への繰出金を897万1,000円を増額するものでございます。

続きまして、介護サービス事業勘定につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ51万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を740万6,000円とするものでございます。内容は、平成30年度からの繰越金51万4,000円を、一般会計へ繰り出すものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質問なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第58号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第58号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第12、議案第59号、令和元年度熊野町上水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第59号、令和元年度熊野町上水道事業会計補正予算（第1号）案につきましては、収益的収入予定額を630万4,000円増額し、総額を5億4,261万9,000円とするものでございます。

また、資本的収入予定額を1,099万9,000円増額し、総額を3,300万1,000円とし、資本的支出予定額を1,149万5,000円増額し、総額を9,029万2,000円とするものでございます。

主な内容といたしましては、萩原地区、呉地地区及び中溝地区における開発地申請に伴う特別利益、開発費収入及び工事請負費等を計上するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質問なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) これをもって討論を終結します。

これより議案第59号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、議案第59号については原案のとおり可決されました。

お諮りします。

これより日程第13、認定第1号、平成30年度熊野町各会計歳入歳出決算認定について、日程第14、認定第2号、平成30年度熊野町上水道事業会計決算認定についてを一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、日程第13、認定第1号及び日程第14、認定第2号を一括議題とすることに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) これより日程第13、認定第1号及び日程第14、認定第2号を一括議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 認定第1号及び認定第2号につきまして御説明申し上げます。

まず、認定第1号の平成30年度熊野町各会計歳入歳出決算認定につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに基金運用状況に、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するも

のでございます。

続きまして、認定第2号の平成30年度熊野町上水道事業会計決算認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成30年度の上水道事業会計決算に監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま提案されました認定第1号及び認定第2号は、議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに一括して審査を付託したいと思います。

また、本特別委員会には地方自治法第98条第1項の規定による検査の権限を付与することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号及び認定第2号は、議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに一括して審議を付託し、また、地方自治法第98条第1項の規定による検査の権限を付与することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置しました決算特別委員会の委員長及び副委員長は、議長において指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員長及び副委員長は、議長において指名することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置しました決算特別委員会の委員長に山野議員、副委員長に中島議員を指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員長に山野議員、副委員長に中島議員を指名することに

決定しました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第15、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、会議規則第127条の規定により、お手元に配付しておりますとおりに決定したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については別紙のとおり決定しました。

また、ただいま決定されました議員の派遣について変更を要するときは議長一任とすることで御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣について、変更を要するときは議長一任とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

それでは、本日はこれにて散会とします。

（散会 11時06分）